



平成27年8月28日

全国漁業協同組合連合会

代表理事会長 岸 宏 様

東京電力株式会社

代表執行役社長

廣 瀬 直 己

東京電力福島第一原子力発電所のサブドレン及び地下水ドレンの運用等に関する  
申し入れに対する回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」）により、全国の漁業者の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めまして心より深くお詫び申し上げます。

平成27年8月25日に受領いたしました申し入れ書につきまして、下記のとおり回答申し上げます。

#### 記

1. サブドレン及び地下水ドレンの運用にあたっては、第三者の監視の下に、運用方針や運用目標の厳重な遵守に万全を期すこと。

(回答)

- ・サブドレン、地下水ドレンの運用にあたっては、先に策定した運用方針や運用目標等を厳格に遵守してまいります。
- ・排水実施にあたっては、弊社および第三者機関にて、一時貯水タンクにおける水質分析結果が運用目標を満足していることを各々確認し、排水を実施いたします。

#### 【サブドレン・地下水ドレンの水質管理方法等】

##### (1) 一時貯水タンク

- ・サブドレン、地下水ドレンでくみ上げた地下水を浄化設備で浄化し、一時貯水タンクで一旦貯水・分析の上、以下の運用目標を満たしているものを排水します。

<運用目標>

セシウム134： 1ベクレル/リットル未満

セシウム137： 1ベクレル/リットル未満

全ベータ： 3 (1) ベクレル/リットル未満\*

トリチウム： 1, 500ベクレル/リットル未満

\*：10日に1回程度のモニタリングで1ベクレル/リットル未満を確認

- ・運用目標以上の一時貯水タンクの水は排水せず、運用目標未満になるまで、繰り返し浄化を行います。ただし、トリチウム濃度が運用目標以上の場合は、海洋へは排水せず、構内のタンク等へ移送します。

## (2) 集水タンク

- ・トリチウムは浄化設備で浄化が出来ないことから、一時貯水タンクの水質が確実に運用目標未満となるよう、浄化作業の前工程である集水タンクにおいても浄化設備への移送前にトリチウム濃度を分析します。
- ・その結果、トリチウム濃度が運用目標以上の場合は浄化設備に移送せず、構内タンク等へ移送・貯留します。
- ・また、浄化設備の機能把握および水質の傾向把握を目的に、セシウム134および137は浄化設備への移送前に、全ベータについては週1回程度の頻度で水質分析を行います。

## (3) 中継タンク・各井戸

- ・集水タンクのトリチウム濃度が運用目標未満となるよう、その前工程である中継タンクにおいても、週1回程度、水質分析を行い、集水タンクにおけるトリチウム濃度の評価を行います。
- ・セシウム134および137、全ベータについては、週1回程度、傾向把握を目的とした水質分析を行います。
- ・サブドレン、地下水ドレンの各井戸については、対象数が多いことや作業員被ばく管理の観点から井戸毎の管理は行いませんが、月1回程度、傾向監視のために主要な井戸の水質分析を行います。

2. 排水される地下水の安全性について、広く国民、世界各国に対して周知し、その徹底を図ること。

### (回答)

- ・排水する水の水質分析結果については、弊社ホームページや会見を通じて、適宜公表いたします。
- ・港湾内外を含めた環境モニタリング結果については、既に新聞・テレビにおいて報道いただいておりますが、引き続きマスメディアのお力もお借りしながら、広く社会の皆さまにお知らせいたします。
- ・あわせて、弊社ホームページにて、動画やCGなどを用いてサブドレン計画の全体概要を解説するとともに、海側遮水壁の閉合状況等について、広く社会の皆さまにお知らせしてまいります。

- ・海外への情報発信については、英語版ホームページの作成、ツイッター・フェイスブックの活用や、海外有識者向けのメールマガジンの配信等を実施しております。その他にも、在日大使館職員及びその紹介の方を対象とした福島第一原子力発電所の視察会や大使館等への訪問説明会を開催しており、今後も継続して海外への情報発信に取り組んでまいります。

### 3. 海水・魚介類への影響について、モニタリング体制を拡充・強化すること。

(回答)

- ・サブドレン、地下水ドレンの運用開始に伴い、海側遮水壁閉合の効果ならびに排水の影響等を確認するため、海水の測定頻度や地点を増やすなど、モニタリングを強化いたします。
- ・引き続き、国の「総合モニタリング計画」に基づき、海域モニタリングにしっかりと取り組むとともに、その結果を分かりやすく情報提供してまいります。

### 4. 各国における水産物の輸入規制が早期に解消されるよう、我が国水産物の安全性にかかる信頼の回復に向けた取組みをさらに強化すること。

(回答)

- ・漁業者、水産業者の皆さまをはじめ、世界各国の皆さまにご心配をお掛けしている汚染水問題については、「汚染源を取り除く」、「汚染源に近づけない」、「汚染水を漏らさない」という3つの基本方針の下、予防的・重層的な対策として、9つの対策を着実に進めているところです。
- ・これらに加え、福島第一原子力発電所敷地外に影響を与える可能性があるリスクを幅広く抽出する「リスク総点検」を実施しております。今般、抽出したリスクへの対策を計画的に進めるとともに、優先度に応じて順次対策を追加し、更なるリスク低減を図ってまいります。
- ・また、K排水路における放射線測定データの公表が遅れた反省を踏まえ、福島第一原子力発電所で測定する全ての放射線データを公開し、透明性を向上してまいります。
- ・今後とも、安定的に廃炉作業を進める事が、我が国水産物の安全性にかかる信頼の回復に繋がることをしっかり念頭に置き、サブドレン、地下水ドレンの運用方針、運用目標を厳格に遵守するとともに、安全最優先で廃炉・汚染水対策に取り組んでまいります。

5. 原子力災害対策本部の「中長期ロードマップ」における、汚染水の海への安易な放出を行わないとする方針を今後も遵守し、漁業者、国民の理解を得られない汚染水の海洋放出は絶対に行わないこと。

(回答)

- ・汚染水対策については、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に則り、3つの基本方針（「汚染源を取り除く」、「汚染源に近づけない」、「汚染水を漏らさない」）の下で予防的・重層的な対策を進めるとともに、関係者の皆さまのご理解を得ながら対策を実施することとし、「海洋への安易な放出は行わない」との方針を今後も堅持してまいります。

6. 万一、風評被害が生じた際は、賠償を含むあらゆる問題に対し責任をもって解決にあたること。

(回答)

- ・風評により、本件事故との相当因果関係のある損害が発生した場合は、これまで同様、個別にご事情を十分に伺い、関係箇所と協議の上、適切に賠償してまいります。

以 上